

## 審議（会議）結果

審議会等名称	令和7年度第2回社会福祉審議会
開催日時	令和8年3月30日（月曜日）14時00から15時30分まで
開催方法	オンライン会議（Zoom）
出席者	鈴木委員長、結城副委員長、（以下名簿順）、赤野委員、飯野委員、小澤委員、小貫委員、大島委員、太田委員、加藤馨委員、加藤忠相委員、京島委員、小泉委員、小島委員、佐藤委員、諏訪部委員、田中委員、福山委員、松浦委員、妻鹿委員、本館委員（計20人）
掲載形式	議事録
審議経過	以下のとおり
<p><b>【事務局による進行】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉子どもみらい局長あいさつ</li> <li>・委員長あいさつ</li> </ul> <p>（事務局）</p> <p><b>【資料1 令和8年度当初予算（案）主要施策の概要】説明</b></p> <p><b>【質疑応答】</b></p> <p>（鈴木委員長）</p> <p>令和8年度当初予算の主要施策につきましてご説明をいただきました。それではこの事項につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらどうぞよろしくお願いたします。</p> <p>※この場では、委員からの質疑等なし。</p> <p>（事務局）</p> <p><b>【資料2 DV・ストーカー被害者への支援について】説明</b></p> <p><b>【質疑応答】</b></p> <p>（鈴木委員長）</p> <p>それでは、本件につきましてご意見ご質問よろしくお願いたします。</p> <p>（赤野委員）</p> <p>共同親権の導入を軸とした改正民法が施行されると思いますが、こうしたことについて、DV被害との関連も出てくると思うのですが、県民の皆様はその制度を正しく理解していただけるような、そういった事業内容は含まれているのでしょうか。</p>	

(事務局・DV・ストーカー被害対策担当課長)

「5つの強化」というところの中の広報の強化でございしますが、こちらは被害者だけでなく、被害者の周りにいて支えてくれる人等に向けて、幅広く相談窓口や支援情報等、周知広報の強化を図っていくものになっております。

そうした中で、DV・ストーカー被害を受ける方というのが、共同親権含めて、被害だけではなく様々な課題を抱えておりますので、そうした方の役に立つような支援の情報や制度の情報というのも、こうした広報の強化の中でしっかりと伝えたいと考えております。

(赤野委員)

共同親権という言葉自体が資料中になかったのですが、それは意識して外されたのでしょうか。

(事務局・DV・ストーカー被害対策担当課長)

共同親権という言葉は、資料の中には使っていませんが、DV・ストーカー被害に関しては様々な課題を抱えている方への支援を広報の強化という形でこちらの資料に記載をさせていただいている次第です。

(赤野委員)

大きな制度変更なので、正しく県民の皆様理解されるように、意識的に県でも事業を展開していただきたいと思います。

(佐藤委員)

共同親権を含むかどうかも含めて、どこが相談窓口になって、こういった形で連携をやるのかというところを協力関係にある団体に対する周知は必要になってくると思います。

併せて、相談にいらっしゃった方への周知として、一時的な窓口がどこになるのか、例えば、DV・ストーカー被害でしたら、警察になるのか、警察が難しいというお話になった場合には、役所とか県が中心になってくるのか、あるいは、その電話対応の窓口になるのか、といった複数窓口がある場合は、それぞれ混在すると思います。

そこで、どのように共有していくのかというルートであったり、どこまでの範囲がここに1回連絡行けば、こういった形でこう周りとの連携を図っていくかという形の、初動の整理をしていただかないと、初動で関わったものが、その後どこまでの調整が必要になって、どこに、どういう形でやっていけばいいのか、という支援の中で混乱するのではないかと少し懸念はありますので、そういった、例えば、ストーカー、DVとそれぞれ関

わる窓口であったり、担当者や専門家が変わってくると思いますので、窓口の一時的な相談を引き受ける人たちが、ある程度の仕組みを理解できるような形の方法というのは、必須になるだろうなと思いました。

あと、ストーカーについては、皆さんご存知のように、先日、また大きい事件が都内であったばかりのような状況になりますので、そういった事態を防ぐためにどういったことができるのかってところが起きたものに対する検証を丁寧にやっていくこと、あるいはどこの部分でどういう形の対応が必要だったのかってところをもう少し丁寧にやっていく作業は必須になってくるのかなと思います。

(事務局・DV・ストーカー被害対策担当課長)

相談窓口につきましては、取組1の広報の強化でしっかりと周知を図っていくとともに、取組3の相談支援体制の強化というところで、行政機関や警察等と連携したワンストップ支援を行う「DV・ストーカー被害相談支援センター」を県として分かりやすい窓口として設置をしていきますので、その設置に当たっては、取組2に記載をしているとおり警察との役割分担、情報共有ルールの検討など、初動の整理も含めて、しっかりと対応をしていきたいと考えております。

また、DV・ストーカーに関する悲惨な事件というのが全国で相次いでいる中で、どうした対応が県として必要なのか、「5つの強化」全体含めてしっかりと検討をして、運用に移っていききたいと考えております。

(事務局)

【資料3 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の設立について】の説明

【質疑応答】

(鈴木委員長)

それでは、本件につきましてご意見ご質問よろしくお願ひいたします。

(大島委員)

質問が2点ございます。

まず、資料1の53ページ(2)、科学的な福祉の研究に基づく当事者目線の推進という、イメージ図になりますが、フェーズ1から3まであって、このフェーズ2のところでは支援者と当事者が一緒に仮説を立てる、その仮説の内容が、当事者の困りごととは何か、どうして困りごとが起きるのか、どうすれば改善するのか、とありますが、これは仮説ということによって書かれたのでしょうか。

リサーチクエスチョン、問いのような気がしますが、どういう内容で書かれたのかを教えてくださいたく、もし図を活かすということであれば、フェーズ2のところの支援者と

当事者が一緒に問いを立てるだけでなく、問いと仮説を立てるとされた方が良いのではないかと思いました。

次に、資料3のスライド12から13にかけて、科学的な福祉の研究と言っている中で、スライド12の全体の組織図に関しまして、健康管理・医務体制とありますが、社会福祉の関係は福祉職の兼務だけで全部統合されているものなのでしょうか。社会福祉士、もしくは介護福祉士という形で、具体的な職名を入れていただけるのかどうかということが2点目の質問になります。

科学的な福祉の研究と言われている割には、社会福祉士、または介護福祉士のような職種があまり具体的に入っていないというのが少し疑問に思ったところでございます。

(事務局・独立行政法人化担当部長)

1点目の資料1のフェーズ2の記載のところでございます。ご指摘いただいたようにフェーズ2のところは、本来はこうすれば改善するのではないか、というアイデアを出すところまでですが、フェーズ1と2は少し重複しており、境目が難しいところでございます。

例えば、アルファベットの文章が読めないという困りごとがあった、視線入力でチェックしてみると、同じ形を追いかけて右から左に文章を読めないため理解ができないのではないか、という仮説を立て、フォントを同じ記号よりも手書きに近いフォントに変えたら見えるのではないか、という仮説に基づいて、視線の動きがどう変わったのか、というのを支援者と一緒に研究する、こうした流れを表現したかったのですが、仮説を立てることと振り返ること、課題と認識のところと境目が難しく分かりにくかったと思いますので、今後どのような表現にするかの際の参考にしたいと思います。

2点目の健康管理・医務体制、福祉研究についてですが、この研究には現場の寮の職員、福祉職の職員も兼務という形ですべての研究、あるいは医務管理については寮の職員が関与するという形で考えております。職種としては、寮の職員は県の職員と違って全員が社会福祉士の資格を持っているわけではございませんので、例えば、作業療法士や救急救命士、あるいは資格をお持ちでない方もいらっしゃいますが、福祉の現場で働く生活支援員がすべてのことに関与するという形で考えております。

(大島委員)

おっしゃることはすごく理解できます。ただ、印象としましては、科学的な福祉ということがかなりインパクトとして大きい感じがしまして、そうした時に、県の職員の皆様の中で持っていらっしゃる資格、保有資格が色々おありだということは、十分承知しておりますので、あとは表現の問題なのかなと思いました。

(小沢委員)

質問と意見がございます。

質問は、資料3のスライド6ページについて、4月から5月は県応援職員25名の方を加えて139名ということは分かったのですが、6月からはその25名いらっしやなくなり、4月の新規プロパー64が6月になると59になるのが理解できなかったの、質問いたします。

意見ですが、スライド20ページに記載の県直営時の中井やまゆり園における課題、と書かれており、丸が2個ですが、いろいろな検討や調査に関わったものとして、丸はもっとたくさんありまして、さらに言うならば、その背景も非常に根深く、易々と改善できるかという、相当深刻な課題も含めてあるわけですが、そういった時に、職員の方がほぼ半数強入れ替わるわけです。この二ヶ月間、4、5月で引継ぎという観点の中で、どのぐらいそういう問題も共有していただけるのか、最終的には提言という形で公開されているものもあるので、そこのところはしっかりやっていただきたいと、強い要望意見です。その上で、この二ヶ月間を有効に活用していただきたい、その二ヶ月だけじゃなく、その後も改善および検証を行っていただきたいと思います。

(事務局・独立行政法人化担当部長)

スライド6ページのご質問でございますが、一番下の段の数字が更新できておらず、正しくは、4月からの新規プロパーは64名で、職員数110名のところがもう少し増える計算になります。4月からの新規プロパーが減ってしまうということはございません。

もうひとつ、資料には書いていない様々な根深い問題がございまして、今いる県の職員はもちろんです、新しい職員についても、いただいたご提言含めて共有し、なおかつ、オリエンテーションなどを通じて、こういった課題を抱えていることについて、どういう想いで支援にあたらなきゃいけない、といったマインドセットをしているところです。

この二ヶ月の研修期間を過ぎた後も、繰り返し続けていかないと、根深い問題もございますので、改善できないと考えております。ご指摘いただいたように、我々も徹底的に改善していかなければいけない、あるいは他の施設でも同じことがあるかもしれない、こうした改善の状況を見える化をし、発信していきたいと思っております。

(田中委員)

資料3の12ページに、当事者目線の生活支援の実践ということで、健康管理・医療体制ということで、きちんとした組織が出来上がっているのですが、社会福祉の立場から言うと、生活支援の医療化っていう課題があります。早期発見とか、そういった視点では非常にいいわけですけど、逆に言うと、生活すべてが医療の対象になってしまったり、必要のない薬が過剰に投与されるとか、施設でよくあることなのですが、その辺の懸念もあり、その生活支援自体が医療化しないように、デメリットを意識した生活支援をやっていただきたい、というのが一つです。

もう一つは、グループホームの計画についてお話がありました。グループホームは、非常に前向きに検討していただきたいと思います。具体的に施設入所とグループホームの違いは、グループホームとは言っても集団生活ではあるのですが、個別性を非常に多く確保でき、集団のスケジュールではなく、例えば、食事をする時間、お風呂に入る時間、外出をしたり、生活介護を受ける時間、それを施設の職員だけではなくて、外部の、その人だけの、例えば移動支援や訪問リハビリ、訪問看護といったサービスを入れる中で、私だけの生活プランというのが人間関係上もできてくるわけです。それは非常に本人の安定につながり、生活の個別化にもつながっていくことが、実際を通じて実感しています。そういう意味でグループホームの計画も具体的に進めていただけて、地域移行という課題がありますので、頑張ってやってほしいと思います。

(事務局・独立行政法人化担当部長)

まず、生活支援の場が医療化してしまうのは、問題があること、マイナス面があることは、先ほど話題にあがりました中井やまゆり園の薬の過剰投与の問題があったりと、医療がうまく入っていかない部分、入りすぎてしまう場面、というバランスが取れていないのが現状です。

あくまで、生活を豊かにするための施設でございますので、例えば、症状があるから薬を飲んでおとなしくしていればいい、ということではなく利用者一人ひとりの生活が充実するように、病院とは違うところを我々のほうも強く意識をして、そのような施設にならないように取組を進めていきたいと考えております。

グループホームにつきましては、今年度中に定員10名くらいのグループホームを設置したいと考えておりました。ご指摘いただいたように、グループホームに移行された利用者、一人ひとりの生活を確立して、また、そこで新しく生まれた支援者とのつながりの中で頼れる先がどんどん増えていくことは利用者の人生にとってプラスな面が多いと思いますので、なかなかグループホーム設置に向けて、苦戦しておりますが、引き続き設置に向けて進めていきたいと思っております。

(佐藤委員)

スライドの17ページについて、多職種連携による実践の強化について、補足で説明いただきたいのですが、施設の問題行動に対する対応例ばかりの多職種連携になっているので、本人の社会移行に向けての連携という視点がちょっと少ないと感じました。

ここで言っている多職種連携とは、県としてはどういったケースで、どういったものを広げていく予定なのか、再度ご説明いただきたいと思っております。

(事務局・独立行政法人化担当部長)

例えば、病院の地域とのつながりを増やしていくという意味で、地域移行のための多職

種連携というのも視野に入っております。ただ、実際に現場でどういうカンファレンスが行われているかという、日々の生活支援の中で中井やまゆり園が抱えている課題をどう解決していくのか、というカンファレンスが多いため、そういう記載となっておりますが、こういったものも含めて、今ご指摘いただいたように、どう地域移行を進めていくのかを多職種で検討していきたいと思っております。

(佐藤委員)

今の課題を解決しよう、という形の会議の持ちようをしてしまうと、会議の中身がその検討以外のものは出てこない形になってしまうので、それ以外の地域移行を目指すというのであれば、それを目的にした会議を今の段階から作っていくという形をとっていかないと、移行することは永遠に起こらないだろうなというふうに思いますので、ちょっとそこを意識していただければ幸いです。

(鈴木委員長)

様々なご意見、ご質問がございました。県の事務局におかれましては、今後の取組にぜひ生かしていただきたいと思っております。

それでは本日の会議はこれで終了といたしたいと思っております。進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

皆様ありがとうございました。以上をもちまして、令和7年度第2回社会福祉審議会は閉会させていただきます。